

(業務名称) : 『海外投融資(融資)に関するシステム構築等』に係る案件監理等支援業務及び案件実施支援業務

(公告/公示日: 2021年6月9日/公告番号: 21a00324) について、質問及びその質問に対する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 6	第1 調達(契約)件名	PMOと業務実施支援の一括調達を想定されていることに関しましては、弊社は特に問題ないと考えます。	頂いたご意見を仕様書等作成の際の参考にさせていただきます。
2	P. 8, 10	第2 業務仕様書 2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援 (PMO) (2) 案件実施支援業務	海外投融資(融資)システムを実現するソリューション(パッケージ製品かスクラッチか)により、システム導入の進め方は異なると思慮します。当ご支援においても必要な工数・要員スキルやご提案金額も変わる可能性があります(特に業務実施支援)、応札者の立場としては決めて頂きたく思います。 例えば、パッケージ製品前提でご提案した場合、スクラッチ開発に決まった際には差分の調達をご相談可能かご教示ください。	頂いたご意見を仕様書等作成の際の参考にさせていただきます。
3	P. 8	第2 業務仕様書 2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援 (PMO) ①全体管理	案件監理等支援 (PMO) の①全体管理の具体的なタスクイメージ、または想定成果物があればご教示下さい。 ②案件監理等支援 (PMO) と同じ工数が見込まれていますが、通常のPMOタスクは②に集約されているように見受けられるため、①の役割を今一度確認させて頂きたい意図です。	タスクイメージについては、「2. 業務の内容 (1) ①全体管理」に記載の通りです。②案件管理等支援 (PMO) が本プロジェクトのみの管理業務を対象しているのに対し、①全体管理では他プロジェクトの進捗や案件実施支援業務との調整も含めた全体の管理を対象とする想定です。
4	P. 8	第2 業務仕様書 2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援 (PMO)	仕様書(案)に下記の記載があります。 ”本プロジェクト以外の関連するプロジェクトの進捗状況・検討状況を踏まえた案件監理を行う事が求められる。” 関連するプロジェクトの概要、スケジュール、本プロジェクトとの関連の内容等、関連するプロジェクトを踏まえた案件監理を行うにあたり前提となる情報の提供をご検討頂きたく思います。	頂いたご意見を仕様書等作成の際の参考にさせていただきます。
5	P. 9	第2 業務仕様書 2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援 (PMO) ②案件監理等支援 (PMO)	②案件監理等支援 (PMO) の作業内容について、仕様書(案)に下記の記載があります。 ”f. リカバリープランの検討及び対応状況の確認” リカバリープランの検討主体はWBSの実施主体(開発ベンダー等)であり、PMOはその妥当性の検証、リカバリー状況の管理が主体と認識しておりますが相違ないでしょうか?	ご認識のとおりで問題ありません。
6	P. 10	第2 業務仕様書 2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援 (PMO) ③品質管理 (イ)設計・開発工程以降の スコープ管理	②案件監理等支援 (PMO) の作業内容について、仕様書(案)に下記の記載があります。 ”受注者は、設計・開発工程で分析した本システムの特性を踏まえてカットオーバー後の運用・保守業務の見直しを行い、文書にまとめたうえで発注者に対する説明を実施する。” カットオーバー後の運用・保守体制の見直しは、運用・保守業務を担当するベンダー等が検討主体であり、PMO(特に品質管理)が主体的に実施するタスクではないように思えます。運用・保守業務を担当するベンダーと受注者の役割分担の想定を教示下さい。	カットオーバー後の運用・保守体制の見直しは、別途調達中の「海外投融資(融資)に関するシステム構築等」の受注者が主体的に検討する想定です。一方、本調達業務の受注者は、その内容につき、発注者側の体制等を踏まえた妥当性の検証や見直しを実施し、提言・報告としてレポートを取り纏め、本調達業務の作業として発注者に対して説明を実施することを求める想定です。
7	P. 10	第2 業務仕様書 2. 業務の内容 (2) 案件実施支援業務 ①要件定義	要件補足資料の凡その物量を把握したく質問差し上げます。 要件補足資料とは、業務要件、システム要件、インターフェース要件等と開発ベンダーが作成する要件定義書の記載箇所の紐づけをしたシート、及び要件を理解するための概要図のようなものの2点を指しているという理解で正しいでしょうか? また、後者はユーザが理解し難い箇所に関してのみ補助的に作成する資料であり、要件定義書全体をカバーする資料ではないという理解で正しいでしょうか?	要件補足資料は当機構が要件定義書を理解するにあたっての補助資料として利用するものであり、記載いただいた2点に限定するものではありません。 また、範囲につきましてはユーザの理解促進が必要と思われる箇所について、作成頂く事を想定しています。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
8	10, 11	第2 業務仕様書 2. 業務の内容 (2) 案件実施支援業務	受注者は、システム部門、業務部門それぞれのユーザー代替のようなタスクを担当する認識です。両タスクともレビューの最終責任を負うのは発注者（システム部門及び業務部門）であり、全ての成果物について受注者レビュー後に発注者が最終レビューを行う認識で正しいでしょうか？ 受注者の責任範囲を明確にするため、またWBSのタスクの組み方に影響するために質問差し上げています。	ご認識のとおりで問題ありません。
9	P. 12	第2 業務仕様書 3. 業務実施体制 (1) 体制	現状想定している開発スケジュールをご提示頂くことが可能でしょうか？ PMO及び業務支援の必要工数は工程により異なり、一定の体制のまま全期間を進むと工程により消化出来るタスクに制限が出る可能性があります。 全期間を通じて役割を執行可能な体制の検討に利用したいと考え質問を差し上げています。	意見招請実施要領「4. 資料の配布（1）交付資料」に記載の項番1の調達公示資料（ https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2021.html#sec03 ）である2021年4月16日公示「海外投融資（融資）に係るシステム構築等」企画競争説明書「3. 契約期間（予定）」に記載の通り、要件定義・設計・構築期間は2021年11月～2024年5月を予定しています。各工程のスケジュールについては現時点で具体的な想定はございません。
10	P. 12	第2 業務仕様書 3. 業務実施体制 (1) 体制	実施体制において、“案件実施支援（フロント・ミドル）”と“案件実施支援（バック・インフラ）”でチームが分かれています。フロント・ミドル・バックは業務アプリケーションの知見、インフラはシステム基盤の知見が必要となるため、応札者の立場では下記の分けの方が体制を組みやすいと思慮致します。 ・案件実施支援（フロント・ミドル・バック） ・案件実施支援（インフラ）	頂いたご意見を仕様書等作成の際の参考にさせていただきます。
11	P. 13～14	第2 業務仕様書 3. 業務実施体制 (3) 各要員に求められる経験・能力等	当システムは海外拠点での使用も想定されていると理解しています。一方、受託者の要員に対する要件に外国語に関する記載はありません。受託者と海外のユーザの間での外国語でのコミュニケーションは想定しないという理解で合っているでしょうか？	ご認識のとおりで問題ありません。
12	P. 13～14	第2 業務仕様書 3. 業務実施体制 (3) 各要員に求められる経験・能力等	仕様書（案）中、要員に求められる能力として複数の資格があげられています。仮に要員がこれらの資格と同等の経験・能力があることを示せた場合、提案書の評価において減点の扱いとはならないでしょうか？ （仕様書中であげられている資格） プロジェクトマネージャー（IPA）、PMP（米 PMI）、IT ストラテジスト（IPA）、システム監査技術者（IPA）、CISA（ISACA）、情報セキュリティスペシャリスト（IPA）、応用情報技術者（IPA）	「第2 業務仕様書 3. 業務実施体制（3）各要員に求められる経験・能力等」に記載のとおり、列挙している基準は「（いずれも目安）」としています。当該要員が仕様書案に記載の資格は保有していないが、同等の経験・能力を有していると考えられる場合には、その旨を提案書において的確に記載・説明して頂くことを想定しています。
13	P. 15	第2 業務仕様書 7. 請求・支払い方法	契約金（フィー）の請求・支払いタイミングについてご教示下さい。	「第2 業務仕様書 7. 請求・支払い方法」に記載の通り、四半期ごとの請求・支払いを想定しています。
14	意見招請 実施要領 P. 8	2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援（PMO） ①全体管理	業務内容として、「b. 上記 a. の作業内容を踏まえた本プロジェクト実施監理及び品質管理の実施。」と記載されておられます。こちらで記載されている「品質管理」と、P9の「③品質管理」は内容が異なるという理解で正しいでしょうか。 前者は、本プロジェクト以外に実施中あるいは実施予定の関連するプロジェクトから、本プロジェクトの品質への影響を管理するのに対して、後者は開発ベンダを含む業務受託者から発注者に提出された成果物について品質を管理するものと認識しています。	ご認識のとおりで問題ありません。
15	意見招請 実施要領 P. 8	2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援（PMO） ①全体管理	「d. 受注者は、本プロジェクトの実施結果を整理・分析し、結果・教訓等を文書にまとめる。」とあります。 この点、「結果・教訓等を文書にまとめる」とは、具体的にどのような成果物をイメージされておられるのでしょうか。工数に影響する可能性があり、可能な範囲で、ご教授いただくと幸いです。	本プロジェクトの実施結果を踏まえて、今後発注者が同等程度のシステム開発を実施する際に有用となる教訓や提言をまとめたレポート等の成果物を想定しています。
16	意見招請 実施要領 P. 8	(1) 案件監理等支援（PMO） ②案件監理等支援（PMO） (ア)プロジェクト実施管理・スケジュール管理	案件監理等支援（PMO）の業務に「a. プロジェクト実施計画書の作成」との記載がございます。この点、「プロジェクト実施計画書」は、別途調達予定の「新海外投融資（融資）システム」の開発ベンダ様が作成し、貴機構に提供した資料を受注者にて確認・検証する事を指すとの理解で正しいでしょうか？ なお、貴機構内での本プロジェクトの管理のためには、別途、案件監理等支援（PMO）が「プロジェクト管理計画書」を作成し、貴機構の了承を得る必要があると認識しております。	ご認識のとおりで問題ありません。
17	意見招請 実施要領 P. 9	2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援（PMO） ②案件監理等支援（PMO） (ウ)リスク管理・課題管理・監査	「f. 情報セキュリティ事案・特許等コンプライアンス上の課題のモニタリング・監査」との記載がございます。この内、「監査」とは具体的にどのような作業をイメージされておられるのでしょうか。もう少し詳細をご教授いただくと幸いです。	情報セキュリティ事案・特許等コンプライアンス上の課題が発生しうるリスクを管理し、対応策等を検討する作業を想定しています。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
18	意見招請 実施要領 P. 9	2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援 (PMO) ③品質管理 (ア) 品質管理	業務内容として「現場視察」が記載されています。この点、本件は、コロナ禍の影響が残る中で、海外も含めて関係者が多岐に亘るプロジェクトと認識しております。 現時点で、貴機構では、どこまでの頻度・内容での「現場視察」を想定されておられるのでしょうか。工数に影響する可能性があり、可能な範囲で、ご教授いただけると幸いです。	現場視察の内容については、別途調達中の「海外投融資（融資）に関するシステム構築等」の受注者決定後に発注者にて整理の上、本件調達業務の受注者と調整させて頂く想定です。
19	意見招請 実施要領 P. 10	2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援 (PMO) ③品質管理 (イ)設計・開発工程以降のスクロップ管理	本項における「スクロップ管理」とは、「変更管理」と同義でしょうか。 業務内容として「作業進捗と作業実績との間に乖離があった場合や作業範囲の追加・変更が生じた場合」に受注者が関係者と協議の上で対応内容を決定するとの記載がございます。そのため、スクロップだけではなく、スケジュールと比較した進捗状況や設計・開発工程における業務要件変更等、全ての変更内容を管理するご想定ではないか、と考えた次第です。	ご認識のとおりで問題ありません。
20	意見招請 実施要領 P. 10	2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援 (PMO) ③品質管理 (イ)設計・開発工程以降のスクロップ管理	「d. 受注者は、設計・開発工程で分析した本システムの特性を踏まえてカットオーバー後の運用・保守業務の見直しを行い、文書にまとめたうえで発注者に対する説明を実施する。」と記載されています。この点、「新海外投融資（融資）システム」における運用・保守業務は、別途ご調達予定となっている開発ベンダ様にて整理するものと推察いたします。 開発ベンダ様で作成する文書以外に、貴機構が、本件にて受注者が具体的にどのような作業・成果物を作成すると想定されておられるのか、ご教示いただけますと幸いです。	別途調達中の「海外投融資（融資）に関するシステム構築等」の受注者が運用・保守業務について主体的に検討した内容につき、発注者側の体制等を踏まえた妥当性の検証や見直しを実施し、提言・報告としてレポートを取り纏め、発注者に対して説明を実施することを求める想定です。
21	意見招請 実施要領 P. 10	2. 業務の内容 (1) 案件監理等支援 (PMO) ③品質管理 (イ)設計・開発工程以降のスクロップ管理	通番7のご回答内容にもよりますが、当業務は具体的な運用・保守業務について検討が必要であるため、「案件監理等支援 (PMO)」ではなく、「案件実施支援業務」にて対応する方が、業務内容の類似性・業務従事者の知見・スキルからも効率的かつ効果的と考えております。 ご検討いただければ幸いです。	頂いたご意見を仕様書等作成の際の参考にさせていただきます。
22	意見招請 実施要領 P. 10	2. 業務の内容 (2) 案件実施支援業務 ①要件定義	「発注者が作成し提供する要件定義準備資料（制度設計書、プロジェクト実施計画書及びその別添資料）」との記載がございます。「プロジェクト実施計画書及びその別添資料」は、別途ご調達予定の「新海外投融資（融資）システム」の開発ベンダ様が作成して、貴機構に提出した資料が、受注者にも提供されるとの理解で正しいでしょうか。 また、工数に影響する可能性があるため、「プロジェクト実施計画書及びその別添資料」に関して、現時点で貴機構にて受注者が作成すると想定されている記載内容があれば、可能な範囲で、ご教示いただけますと幸いです。	ご認識のとおりで問題ありません。 プロジェクト実施計画書には要件定義・設計・構築における実施計画及び要件定義・設計・構築実施要領が記載される想定です。
23	意見招請 実施要領 P. 11	2. 業務の内容 (2) 案件実施支援業務 ④ユーザ受入テスト	「d. 受注者は、上記 b. を経たテストケースに基づき、発注者のユーザ部門と協力してテスト打鍵を実施する。」との記載がございます。 この点、受注者がテスト打鍵を実施することを想定されておられますでしょうか。 受入テストであるため、原則としては、貴機構ユーザ部様のメンバーご自身が打鍵を行い、受注者は開発ベンダーと協議の上で、当該打鍵の環境準備等の支援を行う（受注者が打鍵を行う事はない）方が、テストとして効果的と想定しております。	頂いたご意見を仕様書等作成の際の参考にさせていただきます。
24	意見招請 実施要領 P. 12	3. 業務実施体制 (1)体制	各業務内容に記載されている工数（人月）については、実施体制に記載された人数・従事期間を考慮すると、作業担当者による実作業のみの工数を掲載されていると認識しましたが、正しいでしょうか。（業務従事者の人数と業務実施期間に鑑みると、管理者による管理工数は含まれていないのでは、と推察しました。）	各業務内容に記載されている工数（人月）は管理者による管理工数も含まれております。
25	意見招請 実施要領 P. 14	4. 業務実施期間（予定）	P. 12に記載された貴機構が想定される実施体制（16人）、及び、本項に記載された実施期間（33カ月）を考慮すると、予定される受注者の総工数は、「16人×33カ月＝528人月」と認識いたしましたが、正しい理解でしょうか。 もし、各業務従事者ごとに本業務への参入・離任時期に相違がある場合には、現時点における貴機構のご想定についてご教示いただけますと幸いです。	予定している総工数は各業務内容に記載している工数を合計した352人月を想定しています。

以上